

空き家に関する支援制度

▶ 申し込み・問合せ…建築住宅課(☎025-520-5786) (予算額に達し次第終了)

空き家の所有者や管理者が適切に管理しなかったことで被害が発生した場合、所有者などが損害賠償責任を負うことがありますので、適切な管理が必要です。

空き家などの取り壊し

空き家等及び特定空き家等除却費補助金

ポケットパークなど地域活性化につながる跡地利用や、倒壊の恐れがある空き家などの除却費用の一部を助成します。

費補助額＝除却費用（解体・運搬・処分）の2分の1（上限50万円）

空き家の活用

(1) 空き家情報バンク制度

空き家を「買いたい・借りたい」人向けに市ホームページなどで紹介しています。

■毎月第2・4火曜日、第3金曜日に開催している無料相談会に参加

○空き家相談会（4月）

時所①8日④＝建築住宅課 ②18日⑤＝全日本不動産協会上越事務所（栄町2） ③22日④＝上越宅建会館（春日野1）いずれも午後1時～5時 申「空き家登録シート」を提出の上、申し込み

(2) 空き家定住促進利活用補助金

市外から移住した人で、購入した空き家のリフォーム費用の一部を助成します。

詳しくは



詳しくは



費補助額＝1件20万円以上で実施したリフォーム費用の3分の1（上限50万円）

※①県外からの移住、子育て世帯、誘導重点区域（高田・直江津地区の一部）への移住のいずれか＝各10万円を加算

②誘導重点区域で下水道への接続工事を行う場合は、接続費用の3分の1を加算（上限30万円）

※居住誘導区域で改修を行う子育て世帯の移住者、県外からの移住者の場合は、上記合計額をさらに加算

(3) 定住促進生家等利活用補助金

自分や親の生家に市外から移住または市内転居する際に行うリフォーム費用の一部を助成します。

費補助額＝（2）と同様

(4) 空き家活用のための家財道具等処分費補助金

（1）に登録（予定を含む）した空き家の家財道具などを処分する費用の一部を助成します。

費補助額＝業者に委託し搬出処分した費用（5万円以上）の2分の1（上限10万円）

詳しくは



詳しくは



詳しくは



イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害への対策

▶ 問合せ…鳥獣被害防止対策協議会事務局（農村振興課内、☎025-520-5755、FAX025-526-6185、✉nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp）

●農作物等鳥獣被害調査にご協力ください

電気柵の設置や捕獲活動などの対策を講じるための基礎データにしますので、4月1日④～11月30日⑤の間に被害を確認した場合は下記のとおり報告してください。

調査範囲	市内農家組合の範囲
調査対象	農作物全般（畑作物、果樹を含む）、農地および農業用施設
調査方法	別途配布する調査票に被害状況を記入し、発生の都度、随時報告してください。（ファクシミリ・メール可）
報告先・期限	12月2日⑤までに農村振興課中山間地域農業対策室または各総合事務所

●有害鳥獣を捕獲しています

農作物の被害を防ぐため、（一社）新潟県猟友会の市内6支部が年間を通して、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲を実施しています。猟銃やわなを使用しますので、見かけても近づかないでください。住宅地や人が多く集まる場所では実施していません。

※猟友会員は、捕獲活動時にオレンジ色の帽子とベストを着用しています。捕獲活動を行う際は、実施者が関係する町内会に周知します。

※わなの設置場所には、設置者の住所・氏名などを掲示しています。

●鳥獣捕獲の担い手を募集

狩猟免許取得経費の補助など、各種支援制度を用意していますので、積極的に活用してください。



捕獲用わな（例）

詳しくは



●鳥獣侵入防止用電気柵に触らないで！～設置者は正しい設置を～

電気柵の危険表示に注意し、電線には絶対に触れないでください。

設置者が行う安全対策のポイント

- ・見やすいように適当な間隔（100m程度）で、危険である旨の表示をする
- ・電源は必ず電気柵用電源装置から取る
- ・30V以上の電源（家庭用コンセントなど）を使用する場合は、必ず漏電遮断器を設置する

電気柵機材の盗難防止対策を行いましょう

昨年、市内で盗難被害が発生しました。日々点検を行う、主電源を番線で固定するなど可能な範囲で対策してください。

●集落ぐるみで鳥獣の出没しにくい環境づくりを

屋外に放置された未収穫の野菜や柿など、イノシシやクマの餌となるようなものがないか集落内を点検し、取り除いてください。

詳しくは



詳しくは

